

○振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令（平成四年総理府令第五十一号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行									
2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> <p>（振興拠点地域に係る中核的民間施設に関する細分）</p> <p>第一条 多極分散型国土形成促進法施行令（以下「令」という。）第八条第一項の国土交通省令で定める令第四条第一号から第十四号までに掲げる施設に関する細分は、次の表の上欄に掲げる施設ごとに同表下欄に掲げる細分とする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> <p>一・二 (略)</p> <p>三 博物館法第二十九条に基づき都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九号）の指定都市をいう。）の教育委員会の指定する博物館に相当する施設</p> <p>四～八 (略)</p> </td> </tr> </table>	(略)	<p>（振興拠点地域に係る中核的民間施設に関する細分）</p> <p>第一条 多極分散型国土形成促進法施行令（以下「令」という。）第八条第一項の国土交通省令で定める令第四条第一号から第十四号までに掲げる施設に関する細分は、次の表の上欄に掲げる施設ごとに同表下欄に掲げる細分とする。</p>	(略)	<p>一・二 (略)</p> <p>三 博物館法第二十九条に基づき都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九号）の指定都市をいう。）の教育委員会の指定する博物館に相当する施設</p> <p>四～八 (略)</p>	2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> <p>（振興拠点地域に係る中核的民間施設に関する細分）</p> <p>第一条 多極分散型国土形成促進法施行令（以下「令」という。）第八条第一項の国土交通省令で定める令第四条第一号から第十四号までに掲げる施設に関する細分は、次の表の上欄に掲げる施設ごとに同表下欄に掲げる細分とする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> <p>一・二 (略)</p> <p>三 博物館法第二十九条に基づき都道府県の教育委員会の指定する博物館に相当する施設</p> <p>四～八 (略)</p> </td> </tr> </table>	(略)	<p>（振興拠点地域に係る中核的民間施設に関する細分）</p> <p>第一条 多極分散型国土形成促進法施行令（以下「令」という。）第八条第一項の国土交通省令で定める令第四条第一号から第十四号までに掲げる施設に関する細分は、次の表の上欄に掲げる施設ごとに同表下欄に掲げる細分とする。</p>	(略)	<p>一・二 (略)</p> <p>三 博物館法第二十九条に基づき都道府県の教育委員会の指定する博物館に相当する施設</p> <p>四～八 (略)</p>
(略)	<p>（振興拠点地域に係る中核的民間施設に関する細分）</p> <p>第一条 多極分散型国土形成促進法施行令（以下「令」という。）第八条第一項の国土交通省令で定める令第四条第一号から第十四号までに掲げる施設に関する細分は、次の表の上欄に掲げる施設ごとに同表下欄に掲げる細分とする。</p>										
(略)	<p>一・二 (略)</p> <p>三 博物館法第二十九条に基づき都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九号）の指定都市をいう。）の教育委員会の指定する博物館に相当する施設</p> <p>四～八 (略)</p>										
(略)	<p>（振興拠点地域に係る中核的民間施設に関する細分）</p> <p>第一条 多極分散型国土形成促進法施行令（以下「令」という。）第八条第一項の国土交通省令で定める令第四条第一号から第十四号までに掲げる施設に関する細分は、次の表の上欄に掲げる施設ごとに同表下欄に掲げる細分とする。</p>										
(略)	<p>一・二 (略)</p> <p>三 博物館法第二十九条に基づき都道府県の教育委員会の指定する博物館に相当する施設</p> <p>四～八 (略)</p>										